

全国税

発行所 東京都千代田区霞ヶ関 財務ビル内(〒100-0013)
 全国税労働組合
 発行人 山本 浩二
 電話 (03) 3581-3678
 FAX (03) 3507-0886
 振替口座 00140-2-68514

“税務の職場”
 何でも110番
 zenkokuzei@aol.com
 全国税は、職場で起こった問題を解決するため「税務の職場、何でも110番」を常時設置しています(電話とFAXは上記の番号まで)。
 ◇全国税ホームページ◇
 http://www.kokko-net.org/zenkokuzei

月例給 0.17%
 一時金 0.1 ヲ月

生活改善ほど遠い

人事院は、月例給について708円、0.17% (昨年1,469円、0.36%)の官民較差が生じているとして、極めて少額ですが3年連続で給与改善を勧告しました。
 2015年度の消費者物価指数は対前年比で0.8%上昇しています。そのため、0.17%の改善では、5年連続で実質賃金の低下となります。較差の配分は、俸給表の改善に448円、本省業務調整手当に206円、俸給表改定による地域手当や期末勤勉手当等

	特別給(ボーナス)	
	月例給 勧告率	対前年比
H26年	0.27%	+0.15月
H27年	0.36%	+0.10月
H28年	0.17%	+0.10月

「給与制度の総合的見直し」により、現在も多くの中高年層は現給保障額を受け続けています。わずか400円の引き上げでは、昨年と同様に実質的な賃上げにつながりません。
 来年度末には経過措置が終了することから、それまでの間に現給保障額を突破しなければ、賃下げとなる職員が出ることになり。現給保障額

物価上昇に 追いつかず
 人事院は、月例給について708円、0.17% (昨年1,469円、0.36%)の官民較差が生じているとして、極めて少額ですが3年連続で給与改善を勧告しました。
 2015年度の消費者物価指数は対前年比で0.8%上昇しています。そのため、0.17%の改善では、5年連続で実質賃金の低下となります。較差の配分は、俸給表の改善に448円、本省業務調整手当に206円、俸給表改定による地域手当や期末勤勉手当等

人事院は8月8日、政府と国会に対して、国家公務員の給与に関する勧告及び職員の両立支援制度にかかると勤務時間の改定に関する勧告、意見の申出ならびにそれらに関連する報告を行いました。
 官民較差は、昨年を下回ったものの、月例給、一時金ともに3年連続でプラスとなり、俸給表の水準は708円(0.17%)の改善、一時金0.1月分の改善を勧告しました。
 両立支援制度について、育児・介護休業法等を改正する法律が2016年3月に成立し、2017年1月から施行されることを受けて、介護休暇の分割取得を可能にすることや、介護のために勤務時間の一部を勤務しないようにできる措置等が示されました。

人事院勧告 3年連続のプラス勧告 行(一)初任給に1、500円

若年層に重点を置いた改定となっています。それ以外の号俸についてもすべて引き上げ、高位号俸については、400円の引き上げとなつてい

の範囲の中で改定には原資は必要ありません。中高年層に全く配慮を欠いた勧告であり、重大な問題です。
 一時金改善部分は 勤勉手当に

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期		12月期	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
16年度	1.225月(支給済み)	0.800月(支給済み)	1.375月(改定なし)	0.900月(現行0.800月)
17年度	1.225月	0.850月	1.375月	0.850月
以降				

(再任用職員の場合の支給月数)

	6月期		12月期	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
16年度	0.650月(支給済み)	0.375月(支給済み)	0.800月(改定なし)	0.425月(現行0.375月)
17年度	0.650月	0.400月	0.800月	0.400月
以降				

一時金は、公務の年間支給月数(4.20月)が民間を0.12月下回っているとして、0.10月引き上げて4.30月としていきます。一時金も3年連続(昨年0.1月、昨年0.15月)での引き上げとなりました。

勉手当に配分するとし、本年度は12月期(0.80月)と0.90月にあて、来年度以降は6月期と12月期にそれぞれ0.05月ずつあてるとしています。人事院は、引き上げの理由を「民間の支給状況を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため」としています。しかし、現行の人事評価制度



中央行動参加の桂山東北地連委員長

配分にかかわっては、昨年の勧告と同様に、官民較差に基づく改善原資が「給与制度の総合的見直し」の推進にあてられたことは納得できません。また、住居手当への配分で改善を求めてきたが、「公務員宿舎の削減等による受給関係の変化が続いている」などとし、改定を行いませんでした。

俸給表の改善とともに、「給与制度の総合的見直し」に基づく本府省業務手当引き上げの一部を、本年4月から実施するとしています。

にはまだまだ不十分な点が多く、公正な評価となっていないかどうかも検証されています。このまま人事評価結果を直接勤勉手当に反映することには問題があります。改善勧告に関する 実施時期

税務職俸給表の人員分布の推移

級	14年人勸	増減	15年人勸	増減	16年人勸
1	5,074人	▲74人	5,001人	783人	5,784人
2	5,124人	97人	5,221人	▲99人	5,122人
3	4,842人	104人	4,946人	226人	5,172人
4	9,104人	▲800人	8,304人	▲668人	7,636人
5	13,595人	▲99人	13,496人	▲310人	13,186人
6	11,716人	▲30人	11,686人	23人	11,709人
小計	49,455人	▲801人	48,654人	▲45人	48,609人

級別水準差率の推移と16年水準差額

級	14年人勸	15年人勸	16年人勸	水準差額
1	15.13%	14.57%	16.11%	29,200円
2	12.42%	12.45%	12.33%	27,700円
3	11.22%	11.30%	11.34%	30,200円
4	8.86%	8.63%	8.70%	29,700円
5	9.16%	8.64%	8.62%	32,800円
6	7.92%	7.49%	7.46%	30,200円
小計	9.45%	9.14%	9.28%	30,400円

水準差率は微増
 「税務水準差を分り易く説明すると、他の行政職と税務の職場と比較した場合、専門性・困難性に配慮し、税務職俸給表が独自に作られています。全国税は、人事院や当局に対し、税務水準差は「税務職の評価にかかわる重要な問題」として、引上げを要求してきまし

た。過去最大25%あった水準差は、10%を切った。久しくなりますが、今年度は水準差率の高い俸給表1級在職人員の増加もあり、0.14ポイントの水準差率拡大となりました。闘ってきた成果が、人事院に歯止めをかけた率拡大を獲得しました。今後も引き上げを求めて闘いを継続します。

「市民が立ち上げる政治はようやく始まったばかりです」(解散声明)。民主主義は止まらない。

8月15日、S EALDs (シールズII) 自由と民主主義のための学生緊急行動) が解散した▼立憲主義を蔑ろにする安倍政治と決別し、個人の自由と権利を尊重する立憲主義に基づく政治を求めて昨年5月3日に結成。安保関連法(「戦争法」)制定反対運動の中心となり、参院選では32の一人区で野党統一候補の実現に尽力。11選挙区での当選の原動力になった▼「民主主義って何だ?これだ!」の掛け合いや、若者が自身の言葉で思いを表現するそのスタイルは、政治が市民一人ひとりのものであり、その一人ひとりは無力でないことを改めて気づかせてくれた▼

詰将棋
 (出題)九段 西村 一義
 中級クラス
 (ヒント)飛車の守りに注意する。
 (10分二段)
 持駒 飛 一三三四五六
 6 5 4 3 2 1
 金 王 将 歩 歩 馬
 銀 歩 歩 歩
 香 香 香 香
 龍 龍 龍 龍

扶養手当「見直し」

	現行(2016年度)	2017年度	2018年度以降
配偶者	13,000円	10,000円	6,500円 注
子	6,500円	8,000円	10,000円
配偶者・子以外	6,500円	6,500円	6,500円 注
配偶者がいない場合はそのうち1人について	11,000円	子:10,000円 他:9,000円	特例廃止

注:行(一)8級相当は2019年度以降「3,500円」、9・10級相当は2019年度「3500円」、2020年度以降は支給なし

なお、扶養手当は、再任用職員、指定職俸給表適用職員などには支給されない

▼ 扶養手当「見直し」の例(一般職員の現行と「見直し」後)

① 配偶者のみ	13,000円	→	6,500円
② 配偶者+子1	19,500円	→	16,500円
③ 配偶者+子2	26,000円	→	26,500円
④ 配偶者+親2	26,000円	→	19,500円
⑤ 配偶者+子1+親1	26,000円	→	23,000円

人事院は、今回の給与勧告に合わせ、「国家公務員の育児休業等に関する法律」の改正についての意見の申出と「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」の改正についての勧告を行いました。



第55回「山の集い」が延べ19名の参加で8月8日から10日の日程で開催されました。長蔵小屋前にて一同(尾瀬沼)

一方的に扶養手当の改悪強行

今勧告の最大の焦点となっていた扶養手当の「見直し」については、配偶者にかかる手当を他の扶養親族より特別に高い手当額の設定を見直し、現行の13,000円から6,500円に減額すること、その原資を用いて子にかかる手当を現行の6,500円から10,000円とすること、配偶者がいない場合の一人目の扶養親族にかかる手当額の特例は廃止することなどがなっています。

非常勤職員実質ゼロ回答、初任給引き上げ分の反映を 今回の勧告では初任給が1,500円改定されます。非常勤職員の給与についても、各級初号俸を基礎に決定するという人事院の2008年「指針」を踏まえて改定されるためには、各省に予算を確保させることが重要となります。

再任用職員の俸給改定は、一律400円増にとどまり、住居手当、扶養手当、寒冷地手当などの生活関連手当の改善はなく、生活改善には程遠いものです。

法律改正	
1. 介護休暇(現行)1回のみ	→ 3回まで分割可能
2. 介護時間【新設】最長3年、1日2時間まで介護のため勤務しないことを承認可能	
3. 育児休業等の育児支援制度の対象	→ 特別養子縁組の監護期間中の子等も追加
(現行)法律上の親子関係のある子のみ	
人事院規則改正	
4. 介護を行う職員の超過勤務(現行)請求があった場合は一定時間以下に制限	→ 免除も可能
5. 介護休暇等の対象家族	→ 同居要件を撤廃
(現行)祖父母、孫及び兄弟姉妹については同居が必要	
6. 上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等防止	→ マタハラ等防止策を整備
(現行)意識啓発等	
7. 非常勤職員の育児休業・介護休暇	→ 取得要件を一部緩和
(現行)一定の取得要件	

職場の声

【岐阜支部紙「ぎふ」】我々の扱う、消費税の引き上げ再延期が発表されました。それにしても、その枕詞に「リーマンショック前に似ている」などサミットに参加している米国に対しても失礼な話。「消費税増税延期の口実つくりという内政上の都合によるもの」と好意的に受け止めてちようだやあ。て議長国特権で根回ししての発言だと思いが...

【東海・再任ニュース】今年7月の普34期・専8期相当年齢の勤務延長... 退職者総数は158人。内訳は指定官職ポスト49人・特官統括官等6扱ポスト57人・上席等52人です。内75人が新再任用者として引き続き勤務することになりました。再任用者割合は47.4%です...



【詰将棋】

▲一三馬△同桂▲3二歩△同玉▲2二飛△3一玉▲4二飛成△同玉▲5二飛△3一玉▲2二歩成まで11手詰。

【解説】初手▲2二歩成は△同玉で届きません。▲1三馬で歩を取り、▲3二歩が決め手です。△同飛なら▲4一飛まで、5手目▲2二飛以下は手順の追詰。